

# 課税済軽油引取承認申請書

(軽油引取税納入申告書(エ)欄の数量を証する書類)

受付印

登録番号

年 月 日 香川県県税事務所長 殿		地方税法第144条の5第2号の規定による課税済軽油に係る 課税免除の承認を受けたいので、申請します。					
申請者 ㉔	氏名又は名称						
	住所又は所在地	( TEL - - )					
① 月中における課税済軽油引取数量			0 明細は下記⑤				
先に軽油引取税を課された状況及び軽油引取税を課された後の当該軽油の流通状況	② ①の軽油に係る軽油引取税を申告納入すべき者 ㉕	氏名又は名称					
		住所又は所在地					
		申告納入先及び年月日	都道府県	事務所	年 月 日		
	③ ①が軽油引取税を課される際の現実の納入を受けた者・場所	氏名又は名称					
		軽油の納入地	SS	油槽所	(需要家の場合) 自家タンク	その他	
		納入地の住所又は所在地					
	④ 申請者㉔が課税済軽油の引渡しを行った者	商流上の引渡者				※SSで引渡しを行った場合は <b>自動車</b> の保有者と記載。	
		物流上の引渡者					
	⑤ 課税済軽油引取りに係る明細	入荷年月日	輸送方法	数 量	入荷年月日	輸送方法	数 量
⑥流通経路							
商流	元売・輸入・製造業者						
	[ ] → [ ] → [ ] → [ ] → [ ] → [ ]						
物流	元売・輸入・製造業者						
	[ ] → [ ] → [ ] → [ ]						
添付書類	1. ㉕～㉔間の氏名又は名称及び住所又は所在地が明記された請求書、軽油販売証明書、納品書のうちいずれか一つ。ただし、本県以外で税が課され、又は課されるべき軽油の引取りを行った場合は、請求書は必ず提出し、併せて軽油販売証明書、納品書のいずれか 2. 輸送方法が船舶の場合は、積・揚荷役協定書						

- (注意)
- この書類は、納入申告書「課税対象とならない数量」の内(エ)欄に該当するものを記載してください。
  - 本県以外で税が課され、又は課されるべき軽油の引取りを行った場合は、引取りを行った後、遅滞なくこの書類及び添付書類を提出してください。
  - この書類及び添付書類の提出のない場合は、課税免除の承認はできません。
  - この書類及び添付書類が提出されても㉕の税が課された状況が明らかにならない場合は、増額更正になります。